

1 災害対策本部

1-1 利尻町災害対策本部組織図



1-2 災害対策本部各部・各班事務分担

部	班	所 掌 事 務	編 成
防 災 情 報 室	1 班	1 警報の伝達に関する事。 2 気象予警報の伝達に関する事。 3 避難指示及び避難誘導に関する事。 4 被害(災害)状況の伝達及び報告に関する事。 5 道への連絡及び被害報告に関する事。 6 避難場所の設置に関する事。 7 被災者の収容に関する事。 8 物資等の輸送に関する事。 9 災害対策本部の開設・維持・運営に関する事。 10 会議に関する事。 11 関係機関団体との連絡等に関する事。 12 利尻礼文消防組合への出動要請に関する事。 13 町防災行政無線通信の応急活動に関する事。 14 消防・防災相互応援体制に関する事。 15 災害日誌及び災害記録に関する事。 16 その他、災害に関する所掌事務に関する事。	防災係長 防災係 情報エネ係 支所職員
	2 班	1 災害広報、避難場所の周知広報に関する事。 2 被害(災害)状況の収集、集計に関する事。 3 各地区との連絡情報に関する事。 4 交通機関確保(対策)に関する事。 5 各団体等奉仕者の出動要請に関する事。 6 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事。 7 災害の実態及び被災者の実態調査に関する事。 8 被災住宅復興資金に関する事。 9 災害応急対策資材の調達及び輸送に関する事。 10 救助物資の調達及び輸送に関する事。 11 その他、災害に関する所掌事務に関する事。	情報エネ係長 企画振興係長 企画振興係 議会事務局 員 碎石事業所 職員
総 務 対 策 部	総 務 班	1 災害関係文書の受理、配布に関する事。 2 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 3 車の借上及び町有車両の運行管理に関する事。 4 他市町村に対する応援要請に関する事。 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 6 災害救助法の要請に関する事。 7 災害救助法による強制命令権の執行、公用令書の交付及び立ち入り検査に関する事。 8 本部の庶務に関する事。 9 その他、災害に関する所掌事務に関する事。	総務係長 総務係
	財 政 管 財 班	1 災害対策の予算及び資金に関する事。 2 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する事。 3 災害関係経費の経理に関する事。 4 応急仮設住宅の供与に関する事。 5 その他、災害に関する所掌事務に関する事。	財政管財係長 財政管財係 出納係

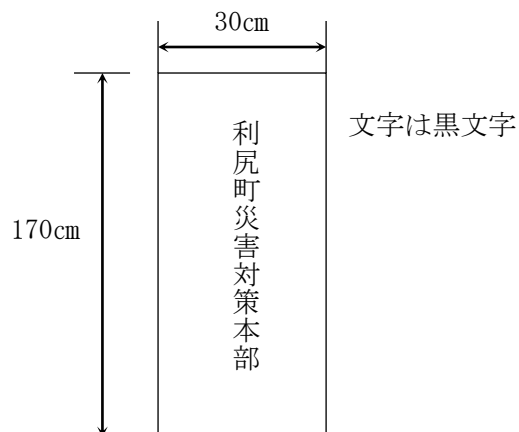
町民対策部	町民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する炊き出し計画及び実施に関すること。 2 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 日赤救助機関の連絡調整に関すること。 4 災害時における遺体の処理及び埋葬に関すること。 5 被害者の生活保護に関すること。 6 義援金及び義援物資の募集、受入れ、受付及び配分に関すること。 7 被害者の国民年金保険料の免除に関すること。 8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助資金の貸付けに関すること。 9 要配慮者に関すること。 10 ボランティアの受入れ及び支援体制に関すること。 11 ごみ・し尿処理に関すること。(災害廃棄物含む。) 12 災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。 13 その他災害に関する所掌事務に関すること。 	町民係長 福祉係長 町民係 福祉係
	保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児等の避難、誘導及び被災状況調査に関すること。 2 保育所児童の安否確認・保護者との連絡に関すること。 3 保育施設の被害調査に関すること。 4 その他、災害に関する所掌事務に関すること。 	保育業務係長 保育所員
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災納税者の調査に関すること。 2 被災納税者の減免等に関すること。 3 災証明書の発行に関すること。 4 被害家屋及びその他の資産の調査に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。 	税務係長 税務係
保健対策部	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設の設置計画及び実施に関すること。 2 救護物資の調達、給与に関すること。 3 救助(救護)日誌の記録に関すること。 4 被服寝具、その他生活必需品の給与及び貸与に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。 	保健係長 保健係
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の救助の実施に関すること。 2 災害時の医療・助産に関すること。 3 災害時の医療品、その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 4 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 災害地の保健衛生に関すること。 6 その他、災害に関する所掌事務に関すること。 	保健指導係長 支援業務係長 保健指導係 地包支センター
産業対策部	水産港政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾、漁港及び水産施設等の被害調査と復旧に関すること。 2 漁船、漁具等の被害調査及び復旧に関すること。 3 被害漁家の援護対策に関すること。 4 水産対策に関する連絡調整に関すること。 5 その他、災害に関する所掌事務に関すること。 	水産港政係長 水産港政係

産業 対策部	商工 観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係被害の調査に関する事。 2 観光関係の被害調査に関する事。 3 観光客の安全確保に関する事。 4 国立公園内の被害調査に関する事。 5 被災商工業者及び観光関係業者の金融相談及び応急対策に関する事。 6 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。 7 職業の斡旋及び失業者の対策に関する事。 8 その他、災害に関する所掌事務に関する事。 	商工観光係 長 商工観光係
	建設 対策部	建設 農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び障害物の除去等通行路線の確保に関する事。 3 応急工事に必要な資機材の確保及び輸送経路の確保に関する事。 4 水防区域の警戒巡視に関する事。 5 被災世帯の調査に関する事。 6 被災住宅の応急対策に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 森林、林産施設の被害調査及び被害対策に関する事。 9 災害用木材の払下げに関する事。 10 その他、災害に関する所掌事務に関する事。
上下 水道班		<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡に関する事。 5 その他、災害に関する所掌事務に関する事。 	上下水道係 長 上下水道係
教育 対策部		学校 教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の応急避難計画の作成及び実施に関する事。 2 教育施設の応急利用に関する事。 3 児童生徒の罹災状況の調査に関する事。 4 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事。 5 教職員の動員に関する事。 6 被災児童・生徒の健康管理及び給食に関する事。 7 文教施設の被害調査及び応急修理・復旧対策に関する事。 8 その他、災害に関する所掌事務に関する事。
	社会 教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 社会教育施設の応急利用に関する事。 3 社会教育施設利用者の避難誘導に関する事。 4 文化財の被害調査及び保全に関する事。 5 その他、災害に関する所掌事務に関する事。 	社会教育係 長 社会教育係 学芸係

消防対策部	総務班	1 関係機関との連絡に関する事。 2 公務災害調査に関する事。(消防分) 3 食糧の調達に関する事。(消防分)	庶務係長
	予防班	1 情報収集に関する事。 2 原因・損害の調査に関する事。	予防係長
	救急班	救急・救助活動に関する事。	救急救助係長
	消防班	1 部隊本部との連絡に関する事。 2 災害出動命令に関する事。 3 資材の調達に関する事。 4 火災・災害の警戒及び防御に関する事。	警防係長 分遣所長
医療対策部	医療協力班	1 国保中央病院に収容された傷病者の処置に関する事。 2 各避難所への往診等を状況に応じて対応に関する事。 3 その他、利尻町と協議に基づく避難患者の医療に関する事。 4 その他、災害に関する所掌事務に関する事。	総務係長 病院職員

1-3 本部の標識等

別図1 標示板



別図2 腕章

【本部長用】



【副本部長用】



【本部員用】



【部長用】



【班長用】



【班員用】



2 情報収集・伝達

2-1 関係機関の連絡先

(令和8年2月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
利尻くつがた郵便局	利尻町沓形字本町	0163-84-2860
仙法志郵便局	利尻町仙法志字本町	0163-85-1160
新湊郵便局	利尻町沓形字新湊	0163-84-2870
稚内建設管理部利尻出張所	利尻町沓形字泉町	0163-84-2008
利尻地域保健支所	利尻町沓形字日出町	0163-84-2247
稚内警察署沓形駐在所	利尻町沓形字日出町	0163-84-2110
稚内警察署仙法志駐在所	利尻町仙法志字本町	0163-85-1110
北海道電力ネットワーク(株) 沓形発電所	利尻町沓形字種富町	0163-84-2078
利尻漁業協同組合沓形支所	利尻町沓形字本町	0163-84-2456
利尻漁業協同組合仙法志支所	利尻町仙法志字政泊	0163-85-1221
日本水難救済会沓形救難所	利尻町沓形字本町	0163-84-2456
日本水難救済会仙法志救難所	利尻町仙法志字政泊	0163-85-1221
利尻礼文消防事務組合消防本部	利尻町沓形字泉町	0163-84-2742
利尻島国保中央病院	利尻町沓形字緑町	0163-84-2626
利尻町社会福祉協議会	利尻町沓形字緑町	0163-84-3155
利尻町商工会	利尻町沓形字本町	0163-84-2210
宗谷総合振興局(危機対策室)	稚内市末広4丁目	0162-33-2526
稚内地方気象台	稚内市開運2丁目	0162-23-2679
稚内警察署(警備課)	稚内市大黒1丁目	0162-24-0110
稚内海上保安部(警備救難課)	稚内市開運2丁目	0162-23-2631
宗谷森林管理署	稚内市港4丁目	050-3160-5740
利尻森林事務所・鴛泊治山事務所	利尻富士町鴛泊字栄町	0163-82-1529
陸上自衛隊第2師団司令部	旭川市春光町無番地	0166-51-6111
陸上自衛隊第3即応機動連隊	名寄市内淵84	01654-3-2137
北海道電力ネットワーク(株) 稚内ネットワークセンター	稚内市港3丁目	0120-060-135

2-2 無線通信施設

(令和8年2月1日現在)

無線通信系統名	所轄機関名	所在地	備考
利尻礼文消防事務組合	利尻礼文消防事務組合消防署	利尻町杵形字泉町68番地	
	仙法志分遣所	利尻町仙法志字本町82番地	
道庁系（防災行政無線） 総合行政情報ネットワーク	北海道	利尻町役場	

2-3 町保有無線機

(令和8年2月1日現在)

呼出名称	免許番号	所属（管理）	免許有効期限
りしりじしゅぼう 1	北K第97836号	防災情報室	令和10年8月20日
りしりじしゅぼう 2	北K第97837号		
りしりじしゅぼう 3	北K第97838号		
りしりじしゅぼう 4	北K第97839号		
りしりじしゅぼう 5	北K第97840号		
りしりじしゅぼう 6	北K第97841号		
りしりじしゅぼう 7	北K第97842号		
りしりじしゅぼう 8	北K第97843号		

2-4 災害時優先電話設置状況

(令和8年2月1日現在)

No.	名称	電話番号	設置箇所
1	利尻町本部	080-1970-8941	役場(総務課)
2	利尻町移動	090-7641-5104	公用車
3	利尻消防署	080-2877-2741	利尻消防
4	仙法志分遣所	080-2877-2742	分遣所

(北海道庁、総合振興局)

No.	名称	電話番号	
		執務室用	可搬
1	道庁 危機対策課	080-2863-6901	080-2863-6897
		080-2863-6902	080-2863-6898
2	防災航空室	080-2863-6904	080-2863-6900
3	宗谷総合振興局	080-2863-6924	080-2863-6923

2-5 消防用無線

(令和8年2月1日現在)

所属	名称及び種別	設置場所	呼出名称	摘要
利尻 礼文 消防 事務 組合 消防 署	基地局	利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	統制波
		利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	主運用波
		利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	活動波利尻
		利尻町沓形字泉町	りしりしょうぼう	活動波共通
	移動局	利尻町仙法志字本町	せんぼうししょうぼう	卓上型移動
		利尻町沓形字泉町	りしりかはん1	可搬式移動
		利尻町沓形字泉町	りれいほんぷ1	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりしきざいはんそう1	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりしき1	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりきゅうきゅう1	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりたんく1	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりほんぷ1	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりすいそう1	車載
		利尻町仙法志字本町	せんぼうしたんく1	車載
		利尻町仙法志字本町	せんぼうしほんぷ1	車載
		利尻町仙法志字本町	りしりしきざいはんそう2	車載
		利尻町沓形字泉町	りしりけいたい1	携帯
		利尻町沓形字泉町	りしりけいたい2	携帯
		利尻町沓形字泉町	りしりけいたい3	携帯
		利尻町仙法志字本町	りしりけいたい4	携帯
利尻町沓形字泉町	りしり1	署活動系		
利尻町沓形字泉町	りしり2	署活動系		

	利尻町杓形字泉町	りしり 3	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 4	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 5	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 6	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 7	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 8	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 9	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 10	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 11	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 12	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 13	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 14	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 15	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 16	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 17	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 18	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 19	署活動系
	利尻町杓形字泉町	りしり 20	署活動系

2-6 漁業無線

(令和8年2月1日現在)

所 属	名称及び種別	設置場所	呼出名称	摘 要
利尻漁業協同組合杓形支所	海岸局	利尻漁業協同組合杓形支所事務所	利尻漁業協同組合杓形支所	海岸局 1 w 27892khz
利尻漁業協同組合仙法志支所	海岸局	利尻漁業協同組合仙法志支所事務所	利尻漁業協同組合仙法志支所	海岸局 1 w 9740khz
利尻漁業協同組合仙法志支所	無線標定陸上局 (レーダー)	利尻漁業協同組合仙法志支所事務所		9740MHz50kw

3 避 難

3-1 指定緊急避難場所

(令和8年2月1日現在)

No.	避 難 場 所	所 在 地	標 高	面 積	管 理 者
1	富野公園	杓形字富野	20m	340㎡	町 長
2	旧杓形中学校グラウンド	杓形字日出町	30m	2,274㎡	教育長
3	杓形小学校グラウンド	杓形字日出町	17m	8,707㎡	校 長
4	利尻大志館駐車場	杓形字緑町	18m	150㎡	教育長
5	泉公園	杓形字泉町	23m	647㎡	町 長
6	利尻町森林公園キャンプ場	杓形字神居	35m	350㎡	町 長
7	利尻高等学校グラウンド	杓形字神居	23m	19,220㎡	校 長
8	利尻町総合体育館駐車場	杓形字神居	23m	2,900㎡	館 長
9	利尻中学校裏高台	杓形字神居	23m	2,800㎡	教育長
10	利尻町運動公園テニスコート	杓形字神居	30m	2,800㎡	教育長
11	利尻町ヘリポート	杓形字蘭泊	30m	1,494㎡	町 長
12	旧利尻町自然の家グラウンド	仙法志字久連	30m	1,448㎡	教育長
13	仙法志パークゴルフ場	仙法志字政泊	20m	29,000㎡	教育長
14	利尻町立博物館駐車場	仙法志字本町	25m	871㎡	館 長
15	旧仙法志中学校グラウンド	仙法志字本町	22m	1,410㎡	教育長
16	天望山スキー場ロッジ	杓形字種富町	30m	450㎡	教育長

3-2 指定避難所

(令和8年2月1日現在)

No.	対象地区名	避難所名	標高	収容可能人員	給食	給水	所在地	管理者
1	栄浜	(栄浜自治会館)	8 m	35人	可	可	沓形字栄浜	会 長
2	栄浜、新湊	新湊自治会館	14m	50人	可	可	沓形字新湊	会 長
3	新湊、種富町日出町・緑町	沓形小学校	20m	250人	可	可	沓形字日出町	校 長
4	富士見町	利尻大志館	18m	30人	可	可	沓形字緑町	教育長
5	泉町	(泉町自治会館)	10m	40人	可	可	沓形字泉町	会 長
6	本町・富士見町	(利尻町交流促進施設)	5 m	160人	可	可	沓形字富士見町	館 長
7	本町・富士見町	利尻高等学校	25m	270人	可	可	沓形字神居	校 長
8	泉町	利尻町総合体育館	22m	500人	可	可	沓形字神居	館 長
9	神居・蘭泊	利尻中学校	22m	300人	可	可	沓形字神居	校 長
10	久連・長浜	久連自治会館	22m	35人	可	可	仙法志字久連	会 長
11	神磯	仙法志保育所	17m	30人	可	可	仙法志字政泊	所 長
12	政泊、本町、元村・御崎	仙法志小学校	22m	150人	可	可	仙法志字本町	校 長
13	本町、元村、御崎	(利尻町公民館)	6 m	100人	可	可	仙法志字本町	館 長

※ No.1、5、6、13は、地震・津波以外の避難所とする。

※ 収容可能人員は最大数の目安として、避難者数に応じ1人当たりの占有面積を勘案する。また、新型コロナ等感染拡大防止の観点から避難者間の距離を確保するとともに、食住分離を考慮した収容数になるように柔軟に対応する。

3-3 福祉避難所

(令和8年2月1日現在)

地 区	施 設 名 称
仙法志	ほのぼの荘、仙法志小学校
沓 形	利尻高等学校

3-4 防災避難道現況一覧

(令和8年2月1日現在)

No.	地区	場所	標高 (入口)	標高 (終点)	避難に要 する時間	距離	最大斜度	備考
1	栄浜地区	沢木弘宅前	7.78m	19.55m	2分15秒	163m	緩やか	
2	種富町地区	種富町自治会館裏	5.53m	7.01m	1分45秒	130m	緩やか	
3	蘭泊地区	砂防ダム横	6.38m	19.68m	1分30秒	113m	28度	
4		蘭泊橋横	6.07m	21.38m	1分30秒	78m	34度	
5	久連地区	久連神社横	5.85m	25.12m	2分30秒	100m	30度	
6		磯江秀人宅横	6.93m	20.16m	1分30秒	71m	30度	
7	長浜地区	長浜林道	6.88m	24.06m	2分00秒	112m	24度	
8		長浜神社横	8.48m	20.78m	1分00秒	59m	18度	
9		畑宮宅横	9.34m	17.98m	45秒	30m	25度	
10		保野宅横	8.28m	26.67m	1分40秒	86m	41度	
11	神磯地区	北辻妙子宅横	7.15m	15.98m	1分24秒	93m	12度	
12		神磯神社横	6.89m	20.0m	2分20秒	145m	11度	
13		田中良一宅横	6.14m	20.11m	2分20秒	193m	16度	
14		山本隆夫宅横	5.55m	20.69m	2分10秒	202m	14度	
15	政泊地区	中谷宅横	3.19m	20.43m	1分30秒	72m	28度	
16	元村地区	寺崎宅横	4.37m	26.08m	2分44秒	138m	28度	

* 栄浜地区 サイクリングロード 標高20m

* 新湊地区 サイクリングロード(旧新湊小学校裏) 標高25m

* 種富町・日出町・緑町・本町・泉町地区 町道登山道線等 標高40m以上、北見富士神社 標高20m

* 蘭泊・久連地区 民家裏山 標高30m

* 長浜地区 長浜林道 標高30m

* 神磯地区 民家裏山 標高15m

* 御崎・元村地区 道道 標高30m

避難路若しくは避難場所として利用できる林道(冬期間は不可)

① 新湊林道②種富林道③泉林道④沓形神居林道⑤神居林道⑥久連林道⑦長浜林道⑧政泊林道⑨仙法志林道

②

3-5 避難所備蓄品状況

(令和8年2月1日現在)

[各避難所備蓄品状況]

利尻町災害等用備蓄品現況表(約100品目)による。(国が指定する品目の一部を掲載)

施設名	水 (500ml)	糧食	毛布	子供 おむつ	大人 おむつ	簡易ト イレ	簡易ト イレ袋	ベッド (段ボール)
	(本)	(食)	(枚)	(枚)	(枚)	(個)	(枚)	(個)
杓形	栄浜自治会館	360	280	60				
	新湊自治会館	600	450	100				
	泉町自治会館	360	280	60				
	杓形小学校	1,200	900	200				
	利尻高等学校	600	460	100				
	総合体育館	1,200	900	200				9
	利尻中学校	600	480	100				
仙法志	久連自治会館	360	280	60				
	利尻町公民館	360	200	60				5
	仙法志小学校	600	460	100				

[防災倉庫備蓄品状況]

施設名	水 (500ml)	糧食	毛布	子供 おむつ	大人 おむつ	簡易ト イレ	簡易ト イレ袋	ベッド (段ボール)
	(本)	(食)	(枚)	(枚)	(枚)	(個)	(枚)	(個)
杓形地区防災倉庫	13,000	5,200	1,120	1,820	190	60	9,000	60
仙法志地区防災倉庫	7,000	2,750	950			40	10,000	100

4 輸 送

4-1 ヘリコプター発着場所

1 指定離着陸場（道防災航空室）

（令和8年2月1日現在）

離着陸場名	所在地	土地の状況	
		長さ	幅
利尻町ヘリポート	利尻町沓形字蘭泊174番地	7 m	21m

2 ヘリコプター発着可能場所

（令和8年2月1日現在）

No.	発着場所	所在地	面積	管理者
1	旧沓形中学校グラウンド	沓形字富野	2,274㎡	教育長
2	沓形小学校グラウンド	沓形字日出町	2,674㎡	校長
3	利尻中学校グラウンド	沓形字神居	10,386㎡	校長
4	利尻高等学校グラウンド	沓形字神居	19,220㎡	校長
5	利尻町運動公園野球場	沓形字神居	12,493㎡	教育長
6	旧仙法志中学校グラウンド	仙法志字本町	1,410㎡	教育長

4-2 救援物資の集積場所

（令和8年2月1日現在）

地区名	施設名	所在地
沓形	沓形地区防災倉庫 (旧沓形中学校体育館)	沓形字日出町
仙法志	仙法志地区防災倉庫 (旧仙法志中学校体育館)	仙法志字本町

5 自主防災組織

5-1 自主防災組織の現状

1 設立の状況

(令和8年2月1日現在)

設立年月日	名 称	構 成	備 考
平成16年8月1日	種富町連合自主防災会	種富町第1自治会 種富町第2自治会 種富町第3自治会	
平成17年1月22日	沓形本町第2自主防災会	本町第2自治会	
平成17年4月1日	沓形本町第1自主防災会	本町第1自治会	
平成17年6月1日	新湊連合自主防災会	新湊第1自治会 新湊第2自治会	
平成17年6月22日	泉町連合自主防災会	泉町第1自治会 泉町第3自治会 泉町第4自治会	
平成19年12月22日	久連自主防災会	久連自治会	
平成20年1月1日	富士見港町連合自主防災会	富士見町自治会 港町自治会	
平成26年5月15日	日出町第二自治会自主防災会	日出町第2自治会	
平成27年4月26日	緑町第一自治会自主防災会	緑町第1自治会	

2 組織率

(令和8年2月1日現在)

地 区 名	自治会数等		自主防災会組織数等		組 織 率
	自治会数	世帯数	組織設立	世帯数	
沓 形	18	753	12	495	65.7%
仙法志	8	259	1	18	6.9%
計	26	1,012	13	513	50.7%

[組織率の計算方法 (北海道事務連絡(令和2年5月29日))]

自主防災組織全世帯数(町内会民乳世帯含む)÷全世帯数

6 医療救護

6-1 町内の医療機関

(令和8年2月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
利尻島国保中央病院	利尻町沓形字緑町11	0163-86-2626
利尻町沓形歯科診療所	利尻町沓形字日出町19-1	0163-84-3000
利尻町仙法志歯科診療所	利尻町仙法志字本町67-4	0163-85-1850

6-2 感染症指定医療機関

(令和8年2月1日現在)

名 称	所 在 地	ベッド数	電話番号
稚内市立病院感染症病床 (第2種感染症指定医療機関)	稚内市中央4丁目11-6	4	0162-23-2771

6-3 町内の薬局・薬店

(令和8年2月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
菅原薬局	利尻町沓形字日出町1	0163-84-2105
サッポロドラッグストアー利尻店	利尻町沓形字新湊284	0163-89-4730
ファーマシーサエキ	利尻町沓形字本町44	0163-84-2012

7 廃棄物の処理

7-1 廃棄物処理施設

(令和8年2月1日現在)

区 分	事業主体名	施 設 名	所 在 地	電話番号	処理能力
焼却施設	利尻郡清掃施設組合	利尻郡ごみ焼却処理場	利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯	0163-82-1242	15 t/日
粗大ごみ処理施設		利尻郡ごみ焼却処理場 粗大ごみ処理施設	利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯	0163-82-1242	6 t/日
し尿処理施設	利尻島し尿前処理施設		利尻郡利尻町杓形字種富町103-2	0163-89-4955 (杓形浄化センター)	23m ³ /日 (受入可能量)

8 遺体の処理

8-1 埋葬場所

(令和8年2月1日現在)

仮埋葬場所	面積
利尻町沓形字蘭泊198、222番地	4,584m ²

8-2 火葬場

(令和8年2月1日現在)

火葬場名	所在地	処理能力(1日)	電話
利尻聖苑火葬場	利尻町沓形字蘭泊197番地	8体	0163-84-2825

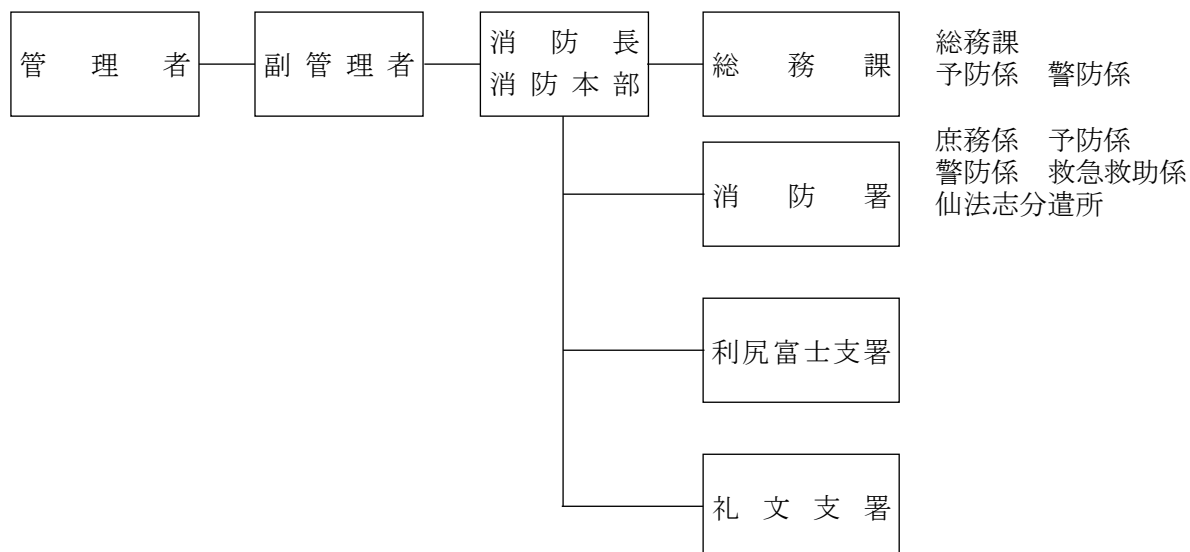
9 消 防

9-1 消防力の現況

1 組織及び消防職（団）員の配置

(1) 利尻礼文消防事務組合

① 組織



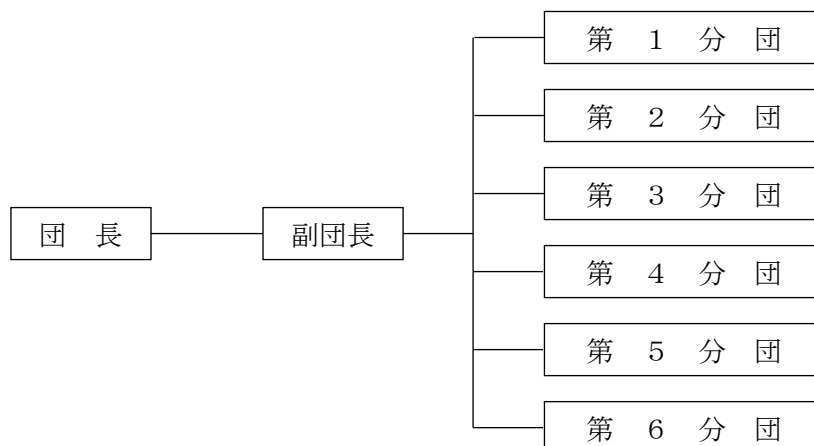
②消防職員の配置

(令和8年2月1日現在)

区 分	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
消防本部	1	1	1	2	—	—
消防署	—	1	3	5	2	1

(2) 利尻町消防団

① 組織



② 消防団員の配置

(令和8年2月1日現在)

本部及び分団の名称	分団の管轄地域	人数(人)
消防団本部	利尻町一円	3
第1分団	日出町・緑町・杓形本町・富士見町・泉町一円	18
第2分団	栄浜・新湊・種富町一円	29
第3分団	神居・蘭泊一円	11
第4分団	神磯・政泊・仙法志本町一円	24
第5分団	久連・長浜一円	9
第6分団	元村・御崎一円	13
合計		107

※条例定数 120名

2 消防設備

消防本部及び消防署、消防団の消防設備等の現況(令和8年2月1日現在)

(単位/台・機)

区分	ポンプ車	タンク車	災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	災害対応特殊水槽付消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	指令車	高規格救急車	災害対応特殊救急自動車	資機材搬送車	消火栓	防火水槽
消防本部						1					
消防署	1	1	1	1		1	1	1	2		
第1分団					1					17	12
第2分団					3					2	12
第3分団					1						6
第4分団	1				2					8	9
第5分団					1						4
第6分団					2					1	6

9-2 町内の危険物施設

[利尻町防災2]

(令和8年2月1日現在)

No.	事業所名	区分	設置場所	品名	数量	保安管理の概要
1	利尻石油株式会社	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	軽油	50,000L	消火器2本
2		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	灯油	300,000L	第3種固定消火設備
3		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	重油	43,000L	消火器2本
4		給油取扱所	利尻町沓形字本町	ガソリン 軽油 灯油	20,000L 10,000L 597L	消火器3本
5		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	灯油	4,000L	消火器2本
6		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,000L 3,000L	消火器2本
7		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	4,000L 4,000L	消火器2本
8		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,600L 3,600L	消火器2本
9		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,750L 3,750L	消火器2本
10		一般取扱所	利尻町沓形字築港埋立地	灯油 軽油 重油	8,000L 3,000L 2,000L	消火器2本
11	利尻漁業協同組合 沓形支所	給油取扱所	利尻町沓形字日出町6	ガソリン 軽油 灯油	9,600L 9,600L 9,600L	消火器2本
12		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	重油	4,000L	消火器2本
13		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	灯油 軽油	4,000L 4,000L	消火器2本

1023

資料編

1024	14		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	灯油 軽油	3,750L 3,750L	消火器2本
	15	利尻漁業協同組合 仙法志支所	給油取扱所	利尻町仙法志字政泊187	ガソリン 軽油	13,000L 2,000L	消火器1本
	16		屋外タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊48-1	灯油 軽油	20,000L 10,000L	消火器1本
	17		移動タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊187	灯油 軽油 重油	3,100L 2,920L 2,870L	消火器2本
	18		移動タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊187	灯油 軽油 重油	3,750L 3,750L 3,750L	消火器2本
	19		一般取扱所	利尻町仙法志字政泊48-1	灯油 軽油	6,000L 3,000L	消火器1本
	20		船舶取扱所	利尻町仙法志字政泊123	重油	200,000L	
	21		一般取扱所	利尻町仙法志字政泊123	重油	20,000L	消火器1本
	22		北海道電力ネットワーク 株式会社沓形発電所	屋内貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	潤滑油	6,000L
	23	屋外タンク貯蔵所		利尻町沓形字種富町223-2	重油	300,000L	第3種固定消火設備
	24	屋外タンク貯蔵所		利尻町沓形字種富町223-2	重油	200,000L	消火器1本 第4種消火器2本
	25	屋外タンク貯蔵所		利尻町沓形字種富町223-2	灯油	2,000L	消火器2本 第4種消火器1本
	26	屋外タンク貯蔵所		利尻町沓形字種富町223-2	灯油	2,000L	消火器2本 第4種消火器1本
	27	一般取扱所		利尻町沓形字種富町223-2	重油 潤滑油	43,663L/日 12,550L/日	消火器1本

28	利尻電業株式会社	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町100-1、101	重油	200,000L	消火器2本 第4種消火器1本
29		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町56-4	重油	4,100L	消火器2本
30		一般取扱所	利尻町沓形字富士見町100-1	重油	4,000L	消火器2本
31		移送取扱所	利尻町沓形字築港埋立地	重油	300,000L	
32	北海道利尻高等学校	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字神居189	重油	15,000L	消火器2本
33	利尻町社会福祉施設(希望)	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	6,000L	消火器2本
34	ホテル利尻	屋内タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	重油	9,720L	消火器1本 第4種消火器1本
35	利尻町役場	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	8,000L	消火器2本
36	利尻町総合体育館「夢交流館」	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字神居	重油	12,000L	消火器2本
37	利尻町交流促進施設「どんと」	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	重油	3,000L	消火器2本
38	利尻町特別養護老人ホーム「ほのぼの荘」	地下タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊19-1-3	重油	10,000L	消火器2本
39	利尻島国民健康保険病院組合	地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	10,000L	消火器2本
40		地下タンク貯蔵所	利尻町沓形字緑町	重油	3,000L	消火器2本
41	利尻町立沓形中学校(休止中)	一般取扱所	利尻町沓形字日出町	灯油	5,000L	消火器2本
42	利尻町立仙法志中学校(休止中)	一般取扱所	利尻町仙法志字本町	灯油	5,000L	消火器2本

10 水 防

10-1 水防区域

(令和8年2月1日現在)

番号	危 険 区 域							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
	市町 村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (m)	災害の 要 因	住 家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他 (ha)	実施機関	概 要
1	利尻町	神居	神居川										
2		長浜	大空川										
3		神磯	神磯川										
4		仙法志本 町	セバウン川										
5		元村	元村川										
6		栄浜	新湊川										
7		新湊	ビヤコロ川										
8		蘭泊	ポロニショ 川										
9		種富	タネトンナ イ川										

10-2 水防区域を防御するための地区分担

(令和8年2月1日現在)

水位地区名	河川名	消防機関
神居	神居川	利尻消防団第3分団
長浜	大空川	利尻消防団第5分団
神磯	神磯川	利尻消防団第4分団
仙法志本町	セパウン川	利尻消防団第4分団
元村	元村川	利尻消防団第6分団
栄浜	新湊川	利尻消防団第2分団
新湊	ビヤコロ川	利尻消防団第2分団
蘭泊	ポロニショ川	利尻消防団第3分団
種富	タネトンナイ川	利尻消防団第2分団

10-3 雨量・水位観測所

(令和8年2月1日現在)

観測所名	種別	位置
稚内地方気象台杓形地域気象観測所	雨量	稚内建設管理部利尻出張所敷地内
大空川	水位	利尻町杓形字富野国有林野115林班11小班
大空川下流	水位	利尻町仙法志字長浜

10-4 民間等から調達可能な水防用資機材

(令和8年2月1日現在)

調達先	住所	電話番号	調達できる資材
利尻漁業協同組合杓形支所	利尻町杓形字本町	84-2456	土のう用布袋、土のう用ビニール袋、なわ、スコップ、電動ポンプ、携帯用発電機及び必要な資機材
利尻漁業協同組合仙法志支所	利尻町仙法志字政泊	85-1221	
(有)津田商店	利尻町杓形字本町	84-2550	

1 1 災害危険箇所

11-1 高波・高潮・津波等危険区域

(令和8年2月1日現在)

連番	地区名	海岸延長 (m)	世帯数 (A)	想定浸水域 対象外世帯	想定浸水域 対象世帯	公共施設
1	御崎	1,300	34	33	1	
2	元村	700	19	5	14	
3	仙法志字本町	860	84	64	20	
4	政泊	1,970	64	56	8	漁港
5	神磯	1,570	22	13	9	
6	長浜	1,880	16	8	8	
7	久連	2,060	16	11	5	
8	蘭泊	2,800	9	5	4	漁港
9	神居	1,970	84	83	1	
10	泉町	1,280	166	152	14	
11	杓形字本町	560	69	33	36	杓形港
12	富士見町	1,750	62	32	30	杓形港
13	日出町	570	77	68	9	杓形港
14	種富町	2,000	106	103	3	
15	新湊	1,810	62	59	3	漁港
16	栄浜	2,170	14	7	7	漁港

11-2 土砂災害危険箇所

1 土砂災害警戒区域

(平成30年1月17日現在)

(平成28年12月29日現在)

連番	区域番号	区域名称	所在地	自然現象の種類	土地面積	人家戸数
1	I-63-0050	天望山北の沢川	杓形字種富町	土石流	25,247㎡	1戸
2	II-63-0080	ポロニショ川	杓形字蘭泊	土石流	13,423㎡	3戸
3	II-63-0110	北辻の沢	仙法志字久連	土石流	4,197㎡	2戸
4	II-63-0120	根上り南の沢	仙法志字久連	土石流	2,085㎡	1戸
5	II-63-0140	持久無名川	仙法志字神磯	土石流	7,147㎡	3戸
6	I-6-179-3135	利尻神磯1	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	7,176㎡	8戸

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(平成30年1月17日現在)

(平成28年12月29日現在)

連番	区域番号	区域名称	所在地	自然現象の種類	土地面積	人家戸数
1	I-6-60-2395	利尻緑町	杓形字緑町	急傾斜地の崩壊	1,111㎡	1戸
2	I-63-0070	神居川	杓形字神居	土石流	151,668㎡	5戸
3	II-6-34-1759	利尻蘭泊2	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	8,322㎡	0戸
4	II-6-129-2395	利尻蘭泊3	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	2,921㎡	1戸
5	I-6-61-2396	利尻蘭泊1	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	10,693㎡	2戸
6	II-6-130-2396	利尻蘭泊4	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	12,634㎡	3戸
7	II-63-0090	蘭泊神社の沢川	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	3,940㎡	0戸
8	II-6-35-1760	利尻蘭泊5	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	23,522㎡	2戸
9	II-6-131-2397	利尻蘭泊6	杓形字蘭泊	急傾斜地の崩壊	6,552㎡	2戸
10	I-63-0100	蘭泊川	杓形字蘭泊、 仙法志字久連	土石流	23,922㎡	3戸
11	I-6-62-2397	利尻久連1	仙法志字久連	急傾斜地の崩壊	26,670㎡	7戸
12	II-6-132-2398	利尻久連2	仙法志字久連	急傾斜地の崩壊	8963㎡	2戸
13	II-6-36-1761	利尻久連3	仙法志字久連	急傾斜地の崩壊	19,896㎡	1戸
14	I-6-177-3133	利尻長浜1	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	35,028㎡	7戸
15	I-6-178-3134	利尻長浜2	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	9,664㎡	1戸
16	II-6-133-2399	利尻長浜4	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	17,179㎡	3戸
17	I-6-63-2398	利尻長浜3	仙法志字長浜	急傾斜地の崩壊	10636㎡	3戸
18	II-6-37-1762	利尻神磯4	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	3,039㎡	2戸
19	III-6-15-612	利尻神磯5	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	38,468㎡	0戸
20	II-6-134-2400	利尻神磯3	仙法志字神磯	急傾斜地の崩壊	1,179㎡	1戸
21	I-6-64-2399	利尻神磯2	仙法志字神磯、 字政泊	急傾斜地の崩壊	6,982㎡	5戸
22	I-6-65-2400	利尻政泊1	仙法志字政泊	急傾斜地の崩壊	14,782㎡	4戸
23	I-6-66-2401	利尻政泊2	仙法志字政泊	急傾斜地の崩壊	20,410㎡	16戸
24	II-6-38-1763	利尻政泊3	仙法志字政泊	急傾斜地の崩壊	4,070㎡	1戸

資料編

25	I-6-67-2402	利尻本町	仙法志字本町	急傾斜地の崩壊	11,309㎡	11戸
26	I-63-0160	セパウン川	仙法志字本町	土石流	89,731㎡	25戸
27	Ⅲ-6-16-613	利尻元村	仙法志字御崎	急傾斜地の崩壊	9,143㎡	0戸

11-3 山地災害危険地区

[利尻町防災2]

1 山腹崩壊危険地区

位 置	公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	山 腹 崩 壊 危 険 度	治 山 事 業 進 捗 状 況	危険地区及び被害想定区域 内の公共施設等と避難場所
	人家 50 戸 以上	人家 49 〜 10 戸	人家 9 〜 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道 路				
利尻町蘭泊			6		0	道	b2	b1	無	
利尻町蘭泊		10			0		a2	c1	無	
利尻町蘭泊		10			0		a2	b1	一部概成	
利尻町久連			6		0	道	b2	b1	無	
利尻町久連			5		0	道	b2	b1	一部概成	
利尻町久連			7		0	道	b2	b1	一部概成	
利尻町政泊				1	0	道	c2	b1	無	
利尻町政泊				2	0	道	c2	b1	無	
利尻町元村				4	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町久連				3	1	道	a2	b1	無	利尻町自然の家
利尻町長浜				3	0		c2	b1	無	
利尻町長浜			6		0	道	b2	b1	無	
利尻町政泊				4	0	道	c2	b1	無	
利尻町政泊				3	0	道	c2	b1	無	
利尻町政泊				3	0	道	c2	b1	無	

1031

利尻町久連				3	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町久連				2	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町蘭泊				1	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町御崎				4	0	道	c2	b1	無	
利尻町御崎				3	0	道	c2	b1	無	
利尻町仙法志				3	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町政泊				3	0	道	c2	b1	一部概成	

2 崩壊土砂流出危険地区

位 置	公 共 施 設 等						被 災 危 険 度	崩 壊 土 砂 危 険 度	治 山 事 業 進 捗 状 況	危険地区及び被害想定区域 内の公共施設等と避難場所
	人 家 5 0 戸 以 上	人 家 4 9 ～ 1 0 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公 共 施 設	道 路				
利尻町				4	0	道	c2	c1	無	
利尻町		15			0	道	a2	c1	一部概成	
利尻町		10			0	道	a2	c1	概成	
利尻町神磯			5		0	道	b2	c1	無	
利尻町神磯			9		0	道	b2	c1	無	
利尻町長浜				1	0	道	c2	c1	無	
利尻町長浜				1	0	林	c2	c1	一部概成	
利尻町久連					0	道	c2	c1	無	
利尻町久連			5		0	道	b2	c1	一部概成	

利尻町久連					0	道	c2	c1	一部概成	
利尻町久連			5		0	道	b2	c1	一部概成	
利尻町久連			8		0	道	b2	c1	一部概成	
利尻町蘭泊				3	0	道	c2	b1	一部概成	
利尻町神居		15			0	町	a2	c1	一部概成	
利尻町種富		35			0	国	a2	c1	無	
利尻町神居		12			0	道	a2	c1	無	
利尻町長浜			5		0	道	b2	c1	無	
利尻町蘭泊				1	0	道	c2	c1	一部概成	

12 その他

12-1 過去の災害等

(令和8年2月1日現在)

年	種別等	被害状況等
昭和14年	座礁	小樽利礼航路(樺太丸)、猛吹雪により沓形栄浜海岸で座礁
昭和18年	火災	焼死×1名、5戸焼失、飯米百数十俵焼失 (沓形商工統制組合飯米貯蔵庫失火)
昭和29年	遭難	沓形岬で鱈釣船5隻遭難 死亡×21名
昭和31年	遭難	沓形神居沖で鰈定置網漁船6隻、定置網4カ統遭難 死亡×36名
昭和39年	火災	沓形市街大火、236戸焼失
昭和58年	津波	潮位82cm (日本海中部沖地震)
昭和60年	流氷	流氷接岸、海産物等被害約4億3千万円
昭和62年	山火事	利尻山登山道9合目(三眺山)付近、陸上自衛隊出動
平成7年	強風	家屋等被害 (瞬間最大風速31.9m)
	流氷	流氷接岸 (10年ぶり)
平成8年	落石	利尻山沓形登山道9合目付近
平成16年	台風	死亡×1名 (台風18号)
平成26年	大雨	床下浸水×1
平成27年	強風	非住家破損、停電等
	強風	停電等
平成28年	大雨	床下浸水×12、土砂崩れ等
令和2年	大雨	建床下浸水×1
令和3年	暴風	住家被害4件、非住家被害14件、水産被害6件
令和5年	暴風雪	光ケーブル等60箇所断線
令和7年	大雨	床下浸水×2

12-2 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(平成21年3月31日)

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語意味	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剝離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があ

るため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{*1} や液状化 ^{*2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{*3}
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*]
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

13 協 定

13-1 自治体との相互応援協定一覧

No.	協定名	協定締結先	協定の概要
1	北海道広域消防相互応援協定 (平成29年4月27日) 附則 (令和2年7月1日)	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上応援 消防隊、救助隊又は救急隊による応援 ・航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊(以下「航空隊」という。)による応援
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成8年7月1日)	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動 ・救急活動 ・救難活動 ・火災防御活動
3	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 (平成27年3月31日)	北海道及び各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん ・被災者等(避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。)の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん ・避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん ・避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣 ・被災者等の一時収容のための施設の提供又はあっせん ・前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

13-1-1 北海道広域消防相互応援協定

(平成29年4月27日)

改正 令和2年7月1日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

(地区区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

(4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(代表消防機関の任務の代行)

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による活動

(応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する**別表**の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請又は第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日締結）

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

別 表

地区	構 成 市 町 等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とちかち広域消防事務組合

13-1-2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(平成8年7月1日施行)

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空

隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

13-1-3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応

援等の要請

- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は湯所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。
(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田岡 克介

北海道町村会

北海道町村会長 寺島 光一郎

別表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

13-1-3(1) 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表第1 連絡担当部局（北海道）

担 当 部 課 名	N T T 電 話 番 号		道総合行政情報ネットワーク 電話番号	F A X 番 号
	代 表	内 線		
総務部危機対策局防災消防課	011-231-4111	22-563 22-583	6-210-22-563	011-231-4314 011-232-1273
石狩支庁地域振興部地域政策課	011-231-4111	34-326	6-210-34-326	011-232-1070
渡島支庁地域振興部地域政策課	0138-51-9111	2191	6-250-2191	0138-47-9203
檜山支庁地域振興部地域政策課	01395-2-1010	2191	6-310-2191	0139-52-5781
後志支庁地域振興部地域政策課	0136-22-1111	2191	6-350-2191	0136-22-0948
空知支庁地域振興部地域政策課	0126-23-2231	2191	6-450-2191	0126-25-8144
上川支庁地域振興部地域政策課	0166-26-1211	2191	6-550-2191	0166-46-5204
留萌支庁地域振興部地域政策課	0164-42-1511	2191	6-410-2191	0164-42-2596
宗谷支庁地域振興部地域政策課	0162-33-2510	2191	6-510-2191	0162-33-2644
網走支庁地域振興部地域政策課	0152-44-7171	2191	6-650-2191	0152-44-7261
胆振支庁地域振興部地域政策課	0143-22-9131	2191	6-750-2191	0143-22-4761
日高支庁地域振興部地域政策課	01462-2-2211	2191	6-610-2191	0146-22-6542
十勝支庁地域振興部地域政策課	0155-24-3111	2191	6-850-2191	0155-26-3103
釧路支庁地域振興部地域政策課	0154-41-1131	2191	6-710-2191	0154-42-2116
根室支庁地域振興部地域政策課	01532-3-6131	2191	6-810-2191	0153-23-6182

別表第2 （略）

13-2 民間企業・団体との協定一覧

No.	協定名	協定締結先	協定の概要
1	災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定 (平成12年12月1日)	利尻建設協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の警戒巡視 ・災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の防災及び緊急対策その他必要な災害に関する情報の提供
2	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 (平成22年3月4日)	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電光掲示板による地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 ・自動販売機内在庫飲料の無償提供
3	災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成22年8月31日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ・LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 ・その他甲が必要とする要請事項
4	災害時等協力協定 (平成25年7月3日)	一般財団法人北海道電気保安協会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査 ・その他、町が必要と認める応急対策活動
5	災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定 (平成28年3月1日)	一般社団法人旭川地区トラック協会	物資の緊急・救援輸送
6	利尻町と日本郵便株式会社利尻町内郵便局との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社 利尻くつがた郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の見守りに関すること。 ・道路損傷等の情報提供に

	(平成30年4月20日)		<p>関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること ・安心・安全な暮らしの実現に関すること。 ・地域経済活性化に関すること。 ・未来を担う子どもの育成に関すること。 ・その他、地域の活性化、住民サービス向上に関すること。
7	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定 (平成31年1月21日)	株式会社セコマ	商品の供給及び配送
8	災害発生時等における非常放送に関する協定 (令和2年4月1日)	株式会社エフエムわっかない	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報放送 ・非常放送
9	利尻町とサツドラホールディングス株式会社との協働事業に関する協定書 (令和3年2月4日)	サツドラホールディングス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりや地域の振興、発展に関すること。 ・産業の振興に関すること。 ・歴史や文化、観光資源の活用に関すること。 ・地域振興を担う人材の育成に関すること。 ・災害時における生活物資等の供給に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
10	まちづくりに関する包括連携協定書 (令和3年7月1日)	ヤマト運輸株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に関すること。 ・物流の活性化に関すること。 ・観光支援及び地場産品等の販路拡大に関すること。 ・環境維持及び保全に関すること。 ・地域福祉に関すること。 ・安全・安心な地域づくりに関すること。 ・その他甲の活性化に関すること。

11	大規模災害時における相互協力に関する基本協定 (令和3年12月1日)	北海道電力株式会社(以下、「乙」という。)及び北海道電力ネットワーク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有 復旧における相互協力 連絡体制の確立 連携訓練等の実施 重要施設の優先供給
12	災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書 (令和6年5月16日)	一般社団法人日本ムービングハウス協会	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建設会社の斡旋その他協力 住宅建設
13	利尻町と日本郵便株式会社利尻くつがた郵便局との津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (令和6年8月27日)	日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 津波等による危険を回避するための一時避難施設としての使用
14	津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (令和6年8月28日)	稚内信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 津波等による危険を回避するための一時避難施設としての使用
15	利尻町とアイランドインリシリ(札幌国際観光株式会社)との津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (令和6年9月5日)	アイランドインリシリ(札幌国際観光株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> 津波等による危険を回避するための一時避難施設としての使用
16	会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書 (令和7年7月9日)	会津若松市、むつ市、鳴門市、伊那市、横須賀市、余市町、日野町、稚内市、利尻富士町、米沢市、三戸町	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 ボランティアの斡旋 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

13-2-1 災害時における利尻町と利尻建設協会との防災協定

利尻町（以下「甲」という。）と利尻建設協会（以下「乙」という。）との間で、次の通り締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利尻町に災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、甲が行う災害予防及び災害緊急対策（以下「防災対策」という。）に関し、乙の必要な協力について定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において防災対策を実施するものとする。

- (1) 災害時の警戒巡視
- (2) 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の防災及び緊急対策
- (3) その他必要な災害に関する情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の協力要請は、電話等により行うものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は甲から協力要請を受けた場合は、速やかに防災対策を行うための体制をとり、甲に対して報告するものとする。

2 甲は、前項による報告があった場合、乙に対して必要な防災対策を指示するものとする。

3 乙は、防災対策を実施するにあたっては、町災害対策本部長の指示に従うものとする。

（経費負担）

第5条 この協定に基づく防災対策を実施するために要した経費については、原則として甲の負担とする。

（実績報告）

第6条 乙は、第2条に定める防災対策を実施した場合は、別紙により実績報告書を提出するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、甲の要請に基づく防災対策の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合の損害賠償について、甲、乙協議して定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な実施細目については、甲、乙協議して定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日から平成 年 月 日までとする。

2 甲又は乙が前項の協定期間満了前1か月前までに双方意義がなければ協定を1か年更新するものとする。以後、期間満了となる場合も同様とする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成12年12月1日

甲 利尻町長

乙 利尻建設協会
会長

13-2-2 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供
- (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に提示する情報の管理は甲が行うこととし。これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示板情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
利尻町総務課(代表)	0163-84-2345

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号

稚内事業所(代表)	0162-33-8315
本社総務部(夜間・休日／衛星携帯)	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの。
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの。
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの。

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは一年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年3月4日

甲 利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1
利尻町長 田島 順逸

乙 札幌市清田区清田一条1丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角野 中原

13-2-3 災害等の発生時における利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、利尻町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する利尻町災害対策本部会議、利尻町国民保護対策本部会議若しくは利尻町緊急処理事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日からその有効を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年8月31日

甲 利尻町沓形字緑町14番1

利尻町

利尻町長

乙 稚内市開運町2丁目2番5号

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長

現地対策本部長

13-2-4 災害時等協力協定

利尻町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利尻町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、利尻町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応援対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年7月3日

甲 利尻町沓形字緑町14番1

利尻町

利尻町長

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号

一般財団法人 北海道電気保安協会

理事長

13-2-5 災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と一般財団法人旭川地区トラック協会並びに旭川地区トラック協会稚内支部（以下「乙」という。）は、甲の域内に地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等に関して次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第1条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明示して「緊急・救援輸送要請書」（別記第1号様式）により緊急・救援輸送の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする期間及び輸送区間
- (3) 輸送品目及び数量
- (4) 必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員
- (5) 物資の積み込み場所及び輸送先
- (6) その他参考となる事項

（交通規制地域の通行手続）

第2条 甲は、乙の緊急・救援輸送等を円滑に行うため出動要請したことを甲の管轄する警察署に通知し、乙が行う通行許可申請手続に協力するものとする。

（緊急・救援輸送の報告手続）

第3条 乙は緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、電話等により報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急・救援輸送を行った事業者
- (2) 輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
- (3) 走行距離
- (4) 輸送期間及び輸送区間
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) 物資の積み込み場所及び輸送先
- (7) その他参考となる事項

（経費の負担）

第4条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料金等をいう。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲・乙協議して決定するものと

する。

(費用の支払い)

第5条 乙は、甲に提出した第3条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実質負担額を請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの支払の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を好感して、その輸送を継続しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・協議して定めるものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに甲・乙双方、又はいずれか一方からの解約等の意思表示がない場合は更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年3月1日

甲 利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町長

乙 旭川市流通団地2条4丁目
一般財団法人旭川地区トラック協会
会長

(乙) 旭川地区トラック協会稚内支部
支部長

様式第1号（第1条関係）

年 月 日

緊急・救援輸送要請書

利尻町
町 長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び救援を要する事由	
救援を必要とする期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員	
物資の積込み場所及び輸送先	
その他参考となる事項	
連絡先	担当部署 利尻町 総務課 係 担当者 _____ T E L _____ F A X _____ メ ー ル _____

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

緊急・救援輸送実施報告書

利尻町

町 長

殿

一般社団法人旭川地区トラック協会
会 長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急・救援輸送を行った事業者	
輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員	
走行距離	
輸送期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積込み場所及び輸送先	
その他	
連絡先	担当部署 (一社)旭川トラック協会・稚内支部 _____ T E L F A X メー ル

一般社団法人旭川地区トラック協会の支部組織



事務局：旭川市流通団地2条4丁目

TEL 0166-48-7244

FAX 0166-47-5079

支部には事務局の設置はなく、本部直轄となっています。

13-2-6 利尻町と日本郵便株式会社利尻町内郵便局との包括的連携に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両社が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせる選ばれるまちづくりを推進するために、住民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1) 高齢者等の見守りに関すること

高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報

(2) 道路損傷等の情報提供に関すること

道路の陥没、段差損傷、倒木、水道の漏水情報の提供

(3) 公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること

(4) 安心・安全な暮らしの実現に関すること

(5) 地域経済活性化に関すること

(6) 未来を担う子どもの育成に関すること

(7) その他、地域の活性化・住民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されその後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第8条 平成29年8月1日に締結の「地域における協力に関する協定」は本協定締結をもって解除するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月20日

甲 利尻町

利尻町長

乙 日本郵便株式会社 利尻町内郵便局代表

利尻くつがた郵便局長

別表

局 名	住 所
利尻くつがた郵便局	利尻郡利尻町杓形本町29
仙法志郵便局	利尻郡利尻町仙法志本町43
新湊郵便局	利尻郡利尻町杓形新湊228
稚内郵便局	稚内市中央2-15-12

13-2-7 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と株式会社セコマ（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害時等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

（要請手続等）

第7条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話をもって要請し、後日速やかに文書を提出する。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相

手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条の規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 第9条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施工に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、北海道宗谷総合振興局長を立会人として本書を3通作成し、甲及び乙、立会人が署名のうえ、各1通を保有する。

平成31年1月21日

甲 利尻郡利尻町杵形字緑町14番地1

利尻町

利尻町長

乙 札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セコマ

代表取締役社長

立会人 稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷総合振興局

局長

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分類		品目名
食料品	主食・副食	米、麺類(うどん、そば)、パン類(食パン、菓子パン、調理パン)、弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品(ご飯、おかず類)、缶詰、カップ麺、インスタント食品
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲料品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生活物資	トイレットペーパー、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、生理用品、紙おむつ(大人用、子供用)、カイロ、乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ、箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤、傘、雨具等	

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

別紙第1号様式(第7条関係)

年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

株式会社セコマ 様

利尻町長

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

別紙第2号様式(第8条関係)

年 月 日

連絡責任者届

様

(利尻町長又は株式会社セコマ) 印

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担当者	
電話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担当者	
電話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休日：

13-2-8 災害発生時等における非常放送に関する協定

利尻町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムわっかない（以下「乙」という。）は、災害発生時等における災害情報放送及び非常放送（以下「非常放送等」という。）に関する協定を次の通り締結する。

（目的）

第1条 この協定は利尻町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常放送等を通じて災害に関する情報を提供し、もって町民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時等 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他の原因により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 災害情報放送 乙が番組内で行う災害情報に関する放送をいう。
- (3) 非常放送 災害発生時等において甲が乙に非常放送を要請して、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。

（非常放送の要請）

第3条 甲は、利尻町内において第2条第1号の事態が発生し、乙の非常放送を必要とするときは、別記様式の非常放送要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

（非常放送の範囲）

第4条 乙は、次の事項について非常放送等を行うものとする。

- (1) 気象警報、特別警報、並びに地震及び津波に関する情報
- (2) 避難勧告、指示及び避難誘導
- (3) 避難所の開設状況
- (4) 避難時の注意事項及び混乱防止の呼びかけ
- (5) 火災発生情報
- (6) 道路情報及び交通機関の運行情報
- (7) 給食及び給水実施情報
- (8) 生活必需品供給情報
- (9) 救護及び医療活動の状況
- (10) 町民の安否及び被害情報
- (11) ライフラインの被害及び復旧情報
- (12) その他甲から要請のあった事項

(緊急放送の範囲)

第5条 甲は、次の事項について緊急放送を行うものとする。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 津波警報又は大津波警報が解除されたとき。
- (4) その他、自然災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、町民の安全確保のため迅速な情報提供が必要と認められるとき。

(緊急放送装置の設置場所)

第6条 緊急放送装置は甲の庁舎内に設置し、乙の放送局と専用回線で結ぶものとする。

(緊急放送の運用)

第7条

- (1) 甲は緊急放送を行う必要があると認めるときは、甲が所有する緊急放送装置を使用し緊急放送を行う。
- (2) 甲は緊急放送を行ったときは、乙に対してその実施日時及び実施内容を速やかに文書により報告するものとする。
- (3) 緊急放送の訓練及び試験電波送信のため、緊急放送装置を使用し、定期的に防災情報放送を実施するものとする。
- (4) 災害が長期化する場合、甲の要請により、非常放送等を行うため職員の派遣をすることがある。

(費用の負担)

第8条 乙は、甲が行う非常放送等に要する費用を甲に請求しない。但し、非常放送等を行うことにより損害が発生した場合、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲の要請により、乙が非常放送等を行うため職員を派遣する場合、その費用については甲乙協議の上、甲が負担する。

(非常放送の優先)

第9条 乙は、稚内市との協定により、稚内市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には緊急放送を行う必要がある場合においては、稚内市の緊急放送等を優先する。

(島の駅サテライトスタジオの運用)

第10条 災害発生時等においての非常放送等は、乙が自社演奏所から行うが、甲乙協議の上、乙が設置した島の駅サテライトスタジオを使用して甲が行うことがある。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了の申し出がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 利尻郡利尻町沓形字緑町14番地
利尻町
利尻町長

乙 稚内市富岡1丁目1番2号
株式会社 エフエムわっかない
代表取締役

13-2-9 利尻町とサツドラホールディングス株式会社との協働事業に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）と利尻町とサツドラホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、包括連携による協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 協働事業は、甲及び乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や特色を活かした事業に協働して取り組むことにより、地域の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（事業内容）

第2条 協働事業の内容は、次に掲げるものとする。なお、その詳細及び具体的な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) まちづくりや地域の振興、発展に関すること。
- (2) 産業の振興に関すること。
- (3) 歴史や文化、観光資源の活用に関すること。
- (4) 地域振興を担う人材の育成に関すること。
- (5) 災害時における生活物資等の供給に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事業を効果的に実施するため、適宜、意見交換を行うものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる事業の一部を甲との協議により、乙の関連業者に実施させることができる。

（協定の内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、協働事業の実施にあたって、相手方から秘密として指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）について、秘密を保持し、相手方の承諾なく第三者（乙の関連会社を除く。）に開示、漏洩してはならない。ただし、次掲げる情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示された時点において、既に受領当事者が了知していた情報
- (2) 開示された時点において、既に公知であった情報
- (3) 開示された後に受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (4) 開示当事者に秘密保持義務を負わない正当な権限を、第三者から受領当事者が秘密保持義務

を負わない正当な権限を、第三者から受領当事者が秘密保持を義務を負うことなく適法に取得した情報

(公表)

第5条 この協定の締結や協働事業の実施について公表する場合は、甲乙協議の上、次期、方法、内容を決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、当該期間は同一条件により1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し各自1通を保有する。

令和3年2月4日

甲 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14-1

北海道利尻町

利尻町長

乙 北海道札幌市東区北8条東4丁目1番20号

サツドラホールディングス株式会社

代表取締役社長

13-2-10 まちづくりに関する包括連携協定書

利尻町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図るため、つぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方の協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の支障とならない範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

- (1) 災害対策に関すること。
- (2) 物流の活性化に関すること。
- (3) 観光支援及び地場産品等の販路拡大に関すること。
- (4) 環境維持及び保全に関すること。
- (5) 地域福祉に関すること。
- (6) 安全・安心な地域づくりに関すること。
- (7) その他甲の活性化に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに別取決めを行うものとする。

（費用の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った前条第1項第1号に規定する連携事項に係る費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、当該連携事項を実施した時点において乙が所管行政庁に届けている運賃及び料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、費用に関する取決めを別に行っている場合は、この限りでない。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から費用の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に当該費用を乙に対して支払うものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が第三者との連携及び協力を妨げるものではないことを確認する。

(本協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間有効とし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中といえども、本協定の履行を困難とする事由が発生したときは、本協定を解除しようとする日の3月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

(本協定の変更)

第7条 甲又は乙はのいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を書面によって行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施によりと知り得た相手方の情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の締結が解除された後であっても適用する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年(2021年)7月1日

甲：北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町長

乙：北海道旭川市永山北1条9丁目20番1号
ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部
道北主管支店長

13-2-11-1 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

利尻町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、可能な限り甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣する。

また、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2. 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2. 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練又は意見交換などを原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練や意見交換などの内容については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

(重要施設の優先供給)

第6条 乙及び丙は、電力復旧計画の策定にあたっては、つぎに掲げる重要施設の優先供給について十分に配慮しなければならない。利尻町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図るため、つぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設等
- (2) 避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる甲が設置する災害対策本部が存在する施設

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第10条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年12月1日

甲 利尻町長
乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長
丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長

13-2-11-2 大規模災害時における樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する 細目協定

この細目協定は、利尻町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）間において2021年12月1日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙及び丙が一体となって行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業（以下「樹木等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業とする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2. 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めるときは、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2. 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3. 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の影響(特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年12月1日

甲 利尻町長

乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長

13-2-11-3 大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、利尻町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）間において2021年12月1日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第10条に基づき、乙及び丙が管理する電力設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業（以下「電力設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する町道の道路区域のほか、町道の通行に支障となる電力設備等の除去を行う周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 電力設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

2. 前項による除去等を甲が実施する際、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、電力設備等除去作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して電力設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できるとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から電力設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき町道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による電力設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2. 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、相当と認めるときは、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による電力設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2. 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3. 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の影響(特別な事情によって生じた損害は含まない。)に限り賠償するものとする。

（協 議）

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2021年12月1日

甲 利尻町長

乙 北海道電力株式会社

執行役員 総務部長

丙 北海道電力ネットワーク株式会社

旭川支店長

13-2-12 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、利尻町地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、利尻町（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては防災情報室とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(会員名簿の提供)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

2 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1年甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和6年5月16日

- 甲 北海道利尻郡利尻町杓形字緑町14番地1
利尻町
利尻町長 上遠野 浩志
- 乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博
旭川支店長

13-2-13 利尻町と日本郵便株式会社利尻くつがた郵便局との「津波時等における一時避難施設」としての使用に関する協定書

利尻町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、利尻町域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の用途)

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

(対象施設)

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。なお、施設内で使用できる範囲は乙が定めるものとする。

(施設名称)

施設名称	所在地
利尻くつがた郵便局	利尻町杵形本町29

(使用不可の連絡)

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を口頭(事後、文書)で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

(津波避難ビルの使用)

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 津波避難ビルの使用は、乙の社員が同施設内にいる時間帯のみ可能とし、使用にあたっては、甲及び地域住民等は乙の社員による誘導に従うものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合は使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同

様とする。

(窓 口)

第 1 1 条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては利尻町役場防災情報室、乙にあつては、利尻くつがた郵便局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協 議)

第 1 2 条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2 0 2 4 年（令和 6 年） 8 月 2 7 日

甲 利尻町
利尻町長 上遠野 浩志

乙 日本郵便株式会社
北海道支社長 浄土 英二

13-2-14 「津波時等における一時避難施設」としての施設使用に関する協定書

利尻町（以下「甲」という。）と稚内信用金庫（以下「乙」という。）は津波時等における一時避難施設としての施設使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、利尻町域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、乙の職員が同施設内にいる時間帯において、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

（施設名称）

施設名称	所在地
稚内信用金庫利尻支店	利尻町沓形字本町34

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を口頭（事後、文書）で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合は、使用料は、無料とする。

（原状復旧）

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同

様とする。

(窓 口)

第 11 条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては利尻町役場防災情報室、乙にあっては、稚内信用金庫利尻支店において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協 議)

第 12 条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024年（令和6年）8月28日

甲 利尻町
利尻町長 上遠野 浩志

乙 稚内信用金庫
理事長 増田 雅俊

13-2-15 利尻町とアイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）との「津波時等における一時避難施設」としての使用に関する協定書

利尻町(以下「甲」という。)とアイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）(以下「乙」という。)とは津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、利尻町域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。 ）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の用途)

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

(対象施設)

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、乙の営業期間内において、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

(施設名称)

施設名称	所在地
アイランド イン リシリ (札幌国際観光株式会社)	利尻町杓形字富士見町30

(使用不可の連絡)

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を口頭(事後、文書)で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

(津波避難ビルの使用)

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては利尻町役場防災情報室、乙にあつては、アイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年（令和6年）9月5日

甲 利尻町

利尻町長 上遠野 浩志

乙 アイランド イン リシリ（札幌国際観光株式会社）

支配人 佐藤 幸樹

13-2-16 会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書

会津若松市及び会津若松市交流市町のうち、災害時における相互支援の主旨に賛同する市町（以下「市町」という。）は、市町において地震、風水害、原子力発電所の事故等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生じた場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 市町が被災したと見込まれる際には、事務局である会津若松市は被災市町に次の各号に定める事項を確認し、市町へ支援の要請を行うものとする。ただし、会津若松市が被災した場合は、むつ市または横須賀市が行うものとする。

- （1）被害状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる支援を要する品名、数量等
- （3）前条第3号に掲げる職員の特性及び人員数
- （4）支援隊の集結場所及びその経路
- （5）支援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 支援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として支援を要請した市町の負担とする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度、当事者間において協議の上定めるものとする。（災害補償等）

第6条 派遣職員の支援活動中の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務に従事中に生じたものについては支援を要請した市町が、被災地への往復の途中で生じたものについては支援の要請を受けた市町が賠償の責めを負うものとする。

（災害支援本部及び業務）

第7条 市町において大規模な災害が発生した場合は、協定を締結した市町は各々災害支援本部（以下「本部」という。）を設置し、事務局から被災市町の情報を得て、支援を行うものとする。

- 2 本部は、相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るものとする。
- 3 前2項に関する事務を行うため、市町は毎年度4月中旬に窓口となる連絡先を相互に交換するものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和7年7月9日から2年間とする。ただし、市町から期間満了の1年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに2年間有効とし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月9日

福島県会津若松市長 室井照平 青森県むつ市長 山本知也

徳島県鳴門市長 泉理彦 長野県伊那市長 白鳥孝

神奈川県横須賀市長 上地克明 北海道余市町長 齊藤啓輔

滋賀県日野町長 堀江和博 北海道稚内市長 工藤広

北海道利尻町長 上遠野浩志 北海道利尻富士町長 田村祥三

山形県米沢市長 近藤洋介 青森県三戸町長 沼沢修二

第 号
年 月 日

市町長 様

市町名
市町長名 印

災害発生による支援要請について

会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定に基づき、支援を要請します。

項 目	内 容
1. 被害状況	
2. 支援を要する品名、数量等	
3. 支援を要する職員の特性及び人員数	
4. 支援隊の集結場所 及びその経路	
5. 支援の期間	
6. その他支援に必要な事項	

13-3 北海道協定一覧（北海道地域防災計画資料編抜粋）

（令和7年5月12日現在）

民間との協定126件延べ261企業・団体等、行政機関等6件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社（22社）	S36～	
2-1	放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社（9社）	S40.5.20	
2-2		災害時における放送要請に関する協定	（一社）日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
3-1	医療・福祉・医薬	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道医師会	S62.12.22	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	（一社）北海道歯科医師会	H9.4.14	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱スズケン愛生館営業部	H13.4	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱ほくやく	H13.4	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱モロオ	H13.4	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱竹山	H13.4	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	㈱ムトウ	H13.4	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道薬剤師会	H14.2.28	
3-10		北海道DMATの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関（37機関）	H19.9.12	
3-11		北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	（福）北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
3-12		災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	（一社）日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
3-13		災害時の看護職医療救護活動に関する協定	（公社）北海道看護協会	H24.12.28	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する協定	（一社）北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
3-16	医療 ・ 福祉 ・ 医薬	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26. 5. 16	
3-17		災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H26. 11. 5 H27. 3. 31	
3-18		災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29. 1. 27	
3-19		航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11団体(機関)	H31. 3. 28	
3-20		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道社会福祉会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会	R 3. 3. 30	
			北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協会、北海道ディサービスセンター協議会	R 3. 12. 8	
3-21		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	社会福祉法人光寿会	R 5. 8. 17	
3-22		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人歓生会	R 6. 2. 8	
3-23		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人讃生会	R 6. 2. 8	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
3-24	医療 ・ 福祉 ・ 医薬	北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人社団久仁会	R 6. 2. 8	
3-25		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書	医療法人北翔会	R 6. 2. 26	
3-26		北海道災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定(北海道大学病院ほか9機関)			
4-1	食料 ・ 飲料 ・ 生活物資 の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17. 11. 22	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18. 12. 22	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	帰宅者支援含む
4-4		災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20. 2. 21	別掲(帰宅支援)
4-5		災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	H20. 7. 24	別掲(帰宅支援)
4-6		災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	
4-8		災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20. 12. 18	
4-9		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	帰宅者支援含む
4-10		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCMホームマック(株)	H23. 3. 23	帰宅者支援含む
4-11		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	帰宅者支援含む
4-12		災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25. 11. 22	
4-13	災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21		
4-14	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	H28. 6. 20		
4-15	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10		
4-16	災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン(株)	R 2. 1. 22		

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
4-17		災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器(株)	R 2. 4. 6	
4-18		災害時における物資の供給等に関する協力協定	(株)ファーストリテイリング	R 4. 4. 31	
4-19		災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ニトリホールディングス	R 4. 8. 26	
4-20		災害時等における資機材のレンタルに関する協定	(一社)日本建設機械レンタル協会北海道支部	R 5. 3. 28	
4-21		災害時等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	北海道キッチンカー協会	R 7. 3. 28	
4-22		災害時における資機材のレンタルに関する協定	(一般社団法人)ジャパン・レンタル・アソシエーション北海道支部	R 7. 3. 28	
5-1	救助・ 救援等の 支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16	
5-2		災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	
5-3		災害時における動物救護等に関する協定	動物救護関係の団体： (公社)北海道獣医師会、 (公社)日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	地方自治体： 道、札幌市、 旭川市、函館市
5-4		災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25. 1. 23	
5-5		災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10. 12. 18	
5-6		災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25. 3. 25	
5-7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	
5-8		災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	(地独)北海道立総合研究機構	H22. 4. 1	
5-9		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業資源環境協会	H23. 4. 19	
5-10		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	
5-11		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	
5-12		土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸株式会社(各主管支店)	H27. 9	各(総合)振興局において締結
5-13		災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
5-14		災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	H29.12.20	
5-15		災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	H30.3.22	
5-16		災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	H30.3.23	
5-17		災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(一社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H30.3.23	
5-18		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会、(一社)日本砂利協会	H31.1.25	
5-19		災害時における協力体制に関する基本協定	一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部	H31.3.26	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	H28.9.7	
5-21		北海道とAUTHENTICJAPAN株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTICJAPAN(株)	R2.4.9	
5-22		循環型地域社会の形成に関する協定	太平洋セメント(株)北斗市	R2.12.24	
5-23		災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	R3.3.29	
5-24		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道浄化槽協会 (一社)北海道環境保全協会、北海道環境整備事業協同組合	R3.4.26	
5-25		災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北海道ブロック	R5.3.13	
5-26		災害時における協力体制に関する協定	北海道舗装関係団体災害緊急対策連絡協議会	R5.5.22	
5-27	大規模災害発生時における被災自動車の撤去等に関する協定	北海道自動車処理協同組合	R6.1.25		
5-28	災害時等における車両等の排除業務に関する協定	一般社団法人北海道レッカー事業組合	R7.3.28		
6-1	葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	
6-2		災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	
6-3		災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18.6.23	
7-1	住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8.11.1	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
7-2	住宅の 支援	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23. 5. 2	
7-3		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合	H24. 3. 27	
7-4		災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27. 2. 23	
7-5		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社)全国木造建設事業協会	H29. 10. 20	
7-6		災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)日本ムービングハウス協会	R 4. 11. 22	
7-7		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本木造住宅産業協会	R 6. 3. 22	
8-1		帰宅 支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱老番屋	H20. 12. 17
8-3	災害時における帰宅者支援に関する協定		㈱セブンイレブン・ジャパン	H20. 12. 17	
8-4	災害時における帰宅者支援に関する協定		㈱北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	
8-5	災害時における帰宅者支援に関する協定		㈱モスフードサービス	H20. 12. 17	
8-6	災害時における帰宅者支援に関する協定		㈱ローソン	H20. 12. 17	
8-7	災害時における帰宅者支援に関する協定		㈱ダスキン (ミスタードーナツ店)	H24. 11. 1	
-	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定		㈱セコマ	H18. 12. 22	(再掲)
-	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定		イオン北海道㈱	H22. 1. 20	(再掲)
-	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定		ホームマック㈱	H23. 3. 23	(再掲)
-	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定		北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	(再掲)
-	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 (帰宅者支援)	日糧製パン (株)	H24. 3. 27	(再掲)	

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
9-1	輸送・ 保管	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	
9-2		災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	
9-3		災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	
9-4		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	
9-5		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)ジェイエア	H25.3.29	
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26.1.29	
9-8		災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29.7.24	
9-9		災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30.3.19	
9-10		災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30.3.28	
9-11		災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30.3.28	
9-12		災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30.3.28	
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30.5.2	
9-14		災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30.5.10	
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30.12.18	
9-16		災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31.3.29	
9-17		災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31.3.29	
9-18		災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社11社、三菱自動車工業(株)	R2.10.28	
9-19		災害時における物資の保管等に関する協定	帯広地区倉庫協会	R5.1.10	
9-20		災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	北海道ドローン協会	R7.5.12	映像撮影・データ解析含む。

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
9-21	輸送・保管	災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	(株)YellowBuck	R 7. 5. 12	
9-22		災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	(一社)日本UAS産業振興協議会	R 7. 5. 12	運行調整含む。
10-1	その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	燃料、帰宅者支援含む
10-2		災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	相談
10-3		災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方支部	H17. 4. 8	
10-4		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H27. 3. 13	
10-5		災害時における相談業務の応援に関する協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29. 6. 2	相談
10-6		災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業(株)	H29. 8. 23	合板
10-7		大規模災害時に株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント、北広島市及び北海道との相互連携・相互協力に関する覚書	北海道、北広島市、株式会社北海道日本ハムファイターズ、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント	R 2. 1. 24	
10-8		大規模災害発生時における相互協力に関する協定	北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク	R 3. 8. 31	
10-9		大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)北海道事業部	R 3. 8. 31	
10-10		災害時の外国人支援に関する協定	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	R 4. 7. 1	
10-11		災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満別空港事務所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	R 5. 3. 29	
10-12		大規模災害時における重要システムの復旧に係る協定	株式会社HARP	R 5. 6. 6	
11-1	行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H 8. 7. 18	H30. 11. 9 改正 (最新)

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
11-2	行政 機関	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	H7.10.31	H26.10.21 改正（最新）
11-3		災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村	H9.11.5	H27.3.31 改正（最新）
11-4		大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24.6.7	
11-5		災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、全道179市町村	H26.3.28	
11-7		北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28.12.9	
11-8		大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28.3.17	
11-9		災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	R4.3.10	

13-4 その他

No.	名称	相手先	概要
1	道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会則 (平成14年3月6日) (平成24年5月31日)	稚内海上保安部警備救難課 (道北地区沿岸海域排出油等防除協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・道北地区沿岸海域における排出油等防除マニュアルの作成 ・排出油等防除のための出動体制、相互通報体制の確立 ・排出油等防除のための資機材の取扱研究及び備蓄・整備の推進 ・排出油等防除のための訓練の実施 ・その他排出油等の防除に関する研究及び情報交換

13-5 道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 この会を、道北地区沿岸海域排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 宗谷支庁沿岸海域及び留萌支庁天塩町並びに遠別町沿岸海域（以下「道北地区沿岸海域」という。）において、船舶又は海洋施設から油、有害液体物質等（以下「排出油等」という。）の排出事故が発生し、原因者のみでは的確な防除措置ができないと判断される場合、関係機関及び団体等が一体となり、総合的な排出油等防除活動について連携を図り、必要な事項を協議を行うとともに防除活動の総合調整を行うことを目的としてこの協議会を設置する。

2 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年「法律第136号」）第43条の6の協議会として活動する。

(協議会の業務)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 道北地区沿岸海域における排出油等防除マニュアルの作成
- (2) 排出油等防除のための出動体制、相互通報体制の確立
- (3) 排出油等防除のための資機材の取扱研究及び備蓄・整備の推進
- (4) 排出油等防除のための訓練の実施
- (5) その他排出油等の防除に関する研究及び情報交換

(会員)

第4条 協議会は、道北地区沿岸海域の排出油等防除対策に関係ある別表1に掲げる行政機関及び団体並びに民間事業所の長又はその指名する者をもって会員とする。

2 会長は稚内海上保安部長とし、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催する。

3 臨時会議は必要がある場合に開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、毎年3月31日現在の排出油等防除資機材の保有量を、別表2「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会調査表」に記載し、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、会員から提出された資料を取りまとめ会員に配布するとともに、会員の保有する排出油等防除資機材のデータベース化を行い、道北地区沿岸海域における排出油等防除体制の把握に努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 会長は、道北地区沿岸海域において排出油等事故が発生し、又は発生するおそれがあるこ

とを認知した場合は、別図1「情報連絡系統図」のうち必要と認める会員に対し第1号様式「排出油等事故情報」をFAX等により通報するとともに追加情報の収集に努めるものとする。

2 通報を受けた会員は、関連情報の収集に努めるとともに会員が独自に入手した情報は、FAX等により会長あて通報するものとする。

(防除活動)

第8条 会員である船舶所有者等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4号各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部)

第9条 会長は、前条により要請等が行われた場合は、直ちに総合調整本部を設け、排出油等防除活動のための連絡調整を行うものとする。

2 会員は、その所属する職員を総合調整本部に派遣するものとする。

3 総合調整本部における連絡調整事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 排出油等事故情報の収集、分析及び評価に関すること。
- (2) 総合的な排出油等防除計画の策定と実施に関すること。
- (3) 各関係機関等の活動の効果的推進のための連絡調整に関すること。
- (4) 協議会の活動等の広報に関すること。
- (5) その他排出油等防除活動の実施について必要な事項

(活動)

第10条 第8条により出動した会員の活動隊は、それぞれ固有の指揮系統のもとに排出油等の防除活動に当たり、各活動隊の調整は総合調整本部において行うものとする。

2 会員は、当日の作業を終了したときは、第3号様式「活動報告(日報)」をFAX等により速やかに会長に報告するものとする。

(訓練等)

第11条 大量の排出油等事故発生時における防除体制を確認し、防除活動を演練するため年1回以上、排出油等防除のための訓練又は研修を行うものとする。

(経費の求償)

第12条 会員が行った排出油等防除活動に要した費用の求償については、排出油等事故の原因者等に請求するものとし、求償に関する事務については次の各号によるものとする。

- (1) 経費の算出計上及び請求書等作成の事務は、それぞれの出動会員が行うものとする。
- (2) 前号の事務を行うに当たっては、会員の意志統一を図るため、協議会事務局が会員の請求事務担当者による意見交換の場を設けるものとする。

(災害補償)

第13条 排出油等防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾になった場合における災害補償については、法的に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する会員等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、北海道沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(隣接する協議会との連携、協力)

第15条 会長は、留萌管内沿岸流出油等災害対策協議会又は紋別地区沿岸排出油等災害対策協議会(以下「隣接協議会」という。)会長から、道北地区沿岸海域外において発生した排出油等事故に関し情報提供等があった場合は、必要と認める会員に対し情報提供等を行う。

2 会長は、原因者等及び協議会会員のみでは排出油等の防除が困難であると判断した場合、又は排出油等が隣接協議会の海域に及ぶおそれがある場合は、必要と認める隣接協議会に対し情報提供を行うものとする。

3 隣接協議会との排出油等防除活動における情報提供、協力作業要領等は、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第16条 この会則に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して決定するものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、稚内海上保安部警備救難課に置くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成14年3月6日から施行する。
- 2 この会則は、平成24年5月30日から施行する。
- 3 この会則は、令和2年6月12日から施行する。

別図1 (第7条関係)

道北地区沿岸海域排出油等防除協議会連絡系統図



道北地区沿岸海域排出油等防除協議会会員名簿

(令和8年2月1日現在)

所在地	機関名等	連絡先			担当部局	連絡担当 職名
		昼間	夜間・休日	FAX		
稚内市	稚内海上保安部	0162	23-2631 23-2633	同左	29-2007	警備救難課 専門官
稚内市	北海道運輸局旭川運輸支局稚内庁舎	0162	23-5047	同左	24-3435	海事担当 首席運輸企画専門官
稚内市	稚内地方气象台	0162	23-2679	23-2678	22-5939	— 防災気象官
稚内市	稚内開発建設部	0162	33-1160	090-8909-0066	33-1047	築港課 課長補佐
	稚内開発建設部稚内港湾事務所	0162	33-2758	090-3119-6182	34-1757	第1工務課 課長
稚内市	宗谷総合振興局	0162	33-2526	同左	33-2644	地域政策課 防災係長
留萌市	留萌振興局	0164	42-8426	42-8404	011-585-6386	地域政策課 主査(危機対策)
稚内市	稚内市(港湾管理者)	0162	23-6483	同左	23-7999	港湾課 施設管理G 主査
	稚内市	0162	23-6380	23-6161	23-3350	総務防災課 主査
利尻町	利尻町	0163	84-2345	同左	84-3553	防災情報室情報 エネルギー係 係長
利尻富士町	利尻富士町	0163	82-1350	同左	82-1373	産業振興課 水産港政係長
礼文町	礼文町	0163	86-1001	同左	86-1007	総務課 主幹
幌延町	幌延町	01632	5-1111	同左	5-2971	総務財政課総務 グループ 防災情報係長
天塩町	天塩町	01632	2-1001	同左	2-2464	住民課 住民安全係長
遠別町	遠別町	01632	7-2111	同左	7-3695	総務課企画振興 係 防災情報係主事
豊富町	豊富町	0162	82-1001	同左	82-2806	総務課 主幹
枝幸町	枝幸町	0163	62-1234	62-1234	62-3353	総務課防災協働 G 主幹
浜頓別町	浜頓別町	01634	2-2345	同左	2-4766	総務課 総務課長
猿払村	猿払村	01635	2-3131	同左	2-3812	総務課 情報防災係
稚内市	旭川方面稚内警察署	0162	24-0110	同左	22-4400	地域課 水上係
天塩町	旭川方面天塩警察署	01632	2-2110	同左	同左	警備係 警備係長
枝幸町	旭川方面枝幸警察署	0163	62-0110	同左	同左	警備係 地域係長
稚内市	稚内地区消防事務組合消防本部	0162	23-2176	同左	22-0395	警防グループ 主査
稚内市	稚内消防団本部	0162	23-3079	—	22-2400	— 本部長
豊富町	稚内地区消防事務組合消防署豊富支署	0162	82-2005	同左	82-1191	警防係 主幹
羽幌町	北留萌消防組合消防本部	0164	62-1220	62-1246	62-5839 (夜) 62-1446	消防課 消防課長
遠別町	北留萌消防組合消防署遠別支署	01632	7-2119	同左	7-2028	警防係 警防係長
天塩町	北留萌消防組合消防署天塩支署	01632	2-1560	同左	2-1177	警防係 主幹
幌延町	北留萌消防組合消防署幌延支署	01632	5-1159	同左	5-2914	警防係 主幹(警防係長)
利尻町	利尻礼文消防事務組合消防本部	0163	84-2742	同左	84-2934	総務課 (警防係) 警防係長

所在地	機関名等	連絡先				担当部局	連絡担当 職名
		昼	間	夜間・休日	F A X		
利尻町	利尻礼文消防事務組合消防署	0163	84-2119	同左	84-3207	警防係	警防係長
利尻富士町	利尻礼文消防事務組合利尻富士支署	0163	82-1119	同左	85-7119	警防係	警防係長
礼文町	利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	0163	86-1119	同左	86-2650	警防係	係長
枝幸町	南宗谷消防組合消防本部	0163	62-1421	62-1119	62-1692	総務課警防グループ	主幹
枝幸町	南宗谷消防組合枝幸消防署	0163	62-1119	同左	62-1120	警防グループ	警防グループ主幹
浜頓別町	南宗谷消防組合浜頓別支署	01634	2-2119	同左	2-3769	警防グループ	主査
猿払村	稚内地区消防事務組合消防署猿払支署	01635	2-2119	同左	2-3159	警防係	警防係長
稚内市	稚内港運株式会社	0162	22-3233	同左	22-4402	—	総務課長
稚内市	E N E O S 株式会社稚内油槽所	0162	23-6620	090-8906-3094	22-8821	—	所長
稚内市	北海道漁業協同組合連合会	011	281-8520	090-8896-0741	011-271-5322	購買部	次長
稚内市	稚内機船漁業協同組合	0162	23-4180	090-9082-2421	24-1125	指導部	参事
稚内市	稚内漁業協同組合	0162	23-3034	090-1649-6435	23-8314	総務課	参事補
稚内市	宗谷漁業協同組合	0162	77-2331	080-5585-8818	77-2356	総務部	参事
礼文町	香深漁業協同組合	0163	86-1745	同左	86-1583	指導課	総務兼指導部長
礼文町	船泊漁業協同組合	0163	87-2101	同左	87-3015	指導部	次長
利尻富士町	利尻漁業協同組合	0163	82-1105	同左	82-1580	総務部	参事
利尻町	利尻礼文消防事務組合消防署	0163	84-2119	同左	84-3207	警防係	警防係長
利尻富士町	利尻礼文消防事務組合利尻富士支署	0163	82-1119	同左	85-7119	警防係	警防係長
遠別町	遠別漁業協同組合	01632	7-2235	090-8274-8043 090-3394-0640	7-3984	管理課	参事 課長
天塩町	北るもい漁業協同組合天塩支所	01632	2-1113	同左	2-3096	管理課	支所長
枝幸町	枝幸漁業協同組合	0163	62-1285	同左	62-1035	指導部指導課	課長
浜頓別町	頓別漁業協同組合	01634	2-2161	同左	2-3371	指導課	係長
猿払村	猿払村漁業協同組合	01635	2-3111	同左	2-3177	総務部	—
稚内市	藤建設株式会社	0162	23-4814	090-7650-9674	22-0325	稚内事業部	土木副部長
稚内市	株式会社中田組	0162	22-5670	090-5174-2557	22-8234	工務部	取締役執行役員 工務部長
稚内市	丹羽建設株式会社稚内支店	0162	24-1824	090-6873-8003	2-3285	土木部	工事統括部長
枝幸町	安田建設株式会社	0163	62-4111	090-7056-2561	62-4118	工務部	執行役員次長
稚内市	石塚建設興業株式会社	0162	33-4956	090-3393-0280	32-7428	土木部土木課	土木統括部長
稚内市	稚内港湾施設株式会社	0162	23-2365	同左	22-1212	—	専務
稚内市	日本通運株式会社 East カンパニーロジスティクス第四部稚内物流事業所	0162	23-2651	—	23-2666	支店長	支店長
稚内市	稚内通運株式会社	0162	23-7317	090-7050-6443	23-4393	業務課	業務課長代理
稚内市	ハートランドフェリー株式会社	0162	23-3780	080-2873-3378	23-6730	海務課	稚内支店長 海務監督

所在地	機関名等	連絡先			担当部局	連絡担当 職名	
		昼 間	夜間・休日	F A X			
稚内市	宗谷地方石油業協同組合	0162	23-2767	090-3390-7037	24-4108	事務局	事務局長
稚内市	エア・ウォーター株式会社稚内LPG 基地	0162	22-7011	080-1885-0003	24-4700	—	保安係
稚内市	そうべいプロパン株式会社	0162	23-5343	同左	23-2012	—	係長
稚内市	渋田海運株式会社	0162	24-6480	090-8277-5779	24-6481	—	所長
稚内市	(株)稚内衛生公社	090-3113-2130		同左	33-7747	事業課	事業部長

14 条例・規定等

14-1 利尻町防災会議条例（昭和37年12月24日 条例第21号）

改正

昭和57年3月15日 条例第6号

平成12年3月27日 条例第17号

平成24年9月18日 条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、利尻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 利尻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 利尻礼文消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 利尻礼文消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関並びに水難救済会救護所の所員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、26人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期
〔利尻町防災2〕

は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他の防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月15日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-2 利尻町災害対策本部条例 (昭和37年12月24日) (条例第22号)

改正

平成24年9月18日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号・以下「法」という。）第23条の2第8項の規定に基づき、利尻町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。